

令和5年度スポーツ団体に対する補助金について

スポーツ基本法第35条に基づき、次の補助金の交付について意見を求めます。

1 「スポーツ推進事業補助金」

交付団体：公益財団法人厚木市スポーツ協会

補助金額：13,867 千円

2 「あつぎスポーツアカデミー推進事業補助金」

交付団体：公益財団法人厚木市スポーツ協会

補助金額：4,780 千円

3 「スポーツ協会補助金」

交付団体：公益財団法人厚木市スポーツ協会

補助金額：60,573 千円

4 「レクリエーション協会補助金」

交付団体：厚木市レクリエーション協会

補助金額：296 千円

5 「スポーツ少年団連絡協議会補助金」

交付団体：厚木市スポーツ少年団連絡協議会

補助金額：252 千円

6 「体育振興会長連絡協議会補助金」

交付団体：厚木市地区体育振興会長連絡協議会

補助金額：85 千円

7 「全国スポーツ大会等補助金」

交付団体：全国スポーツ大会等実施種目競技団体

補助金額：250 千円

8 「総合型地域スポーツクラブ活動費等補助金」

交付団体：厚木市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の要件を充たす団体

補助金額：4,104 千円

参考

スポーツ基本法（抜粋）

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

社会教育法（抜粋）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。